平成29年6月29日	恣 剉 o
第9回健康日本21(第二次)推進専門委員会	貝科2

2. (2) 循環器疾患

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している(目標達成済み)	3 (1)
b	変わらない	2
С	悪化している	
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	
評	価困難	

2 関連した取組

〇脳血管疾患・虚血性心疾患の発症リスクの低減を目指し、高血圧、脂質異常症、糖尿病、喫煙の4つの危険因子の適切な管理を実施。

〇喫煙に関して、禁煙支援マニュアル [第2版] の改訂(平成25年4月)や禁煙週刊におけるイベント等の開催、「たばこ対策促進事業」等を実施した。

- 〇食塩摂取量の減少、野菜・果物摂取量の増加、肥満者の減少に向け、食生活 指針や食事バランスガイドを通じた啓発普及をしている。
- 〇「健康づくりのための身体活動基準 2013」及び「アクティブガイドー健康づくりのための身体活動指針ー」等を周知・広報している。
- 〇多量飲酒者への対策として、「標準的な健診・保健指導プログラム [改訂版]」 (平成25年4月)に減酒支援(ブリーフインターベンション)を収載した。
- 〇特定健診の必須項目として血圧を測定、また中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール等を測定し、健診受診者全員に対して健診結果等を「情報提供」するとともに、その結果に応じ特定保健指導として「動機付け支援」や「積極的支援」を実施している。

〇平成30年度からの第3期特定健康診査等実施計画期間に向けて、厚生労働省の検討会等で検討し、健診項目や実施率向上に向けた特定保健指導の実施方法について見直しを行うこととした。

〇厚生労働省の「生活習慣病予防のための健康情報サイト eーヘルスネット」 等を通じた普及啓発を実施している。

〇循環器病に係る診療提供体制の在り方について、平成28年6月より「脳卒中、 心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」におい て検討を進めている。

〇日本脳卒中学会と日本循環器学会は、「脳卒中と循環器病克服5カ年計画」を作成し、2016年12月に公表した。この計画では、脳卒中と循環器病による年齢調整死亡率を5年間で5%減少させること、健康寿命を延伸させることを、大目標と設定し、これらの目標を達成するために、3つの疾患(脳卒中・心不全・血管病)に対し、5つの戦略(人材育成、医療体制の充実、登録事業の促進、予防・国民への啓発、臨床・基礎研究の強化)をかかげ、計画を実行することとしている。

〇日本循環器病学会は 2004 年から循環器疾患診療実態調査: The Japanese Registry Of All cardiac and vascular Diseases (JROAD)を行っており、(1)施設概要(循環器医療の供給度)、(2)検査や治療の実施状況(循環器医療の必要度)、DPC データの分析を行っている。この事業のデータセンターと事務局は2013 年度から国立循環器病研究センターにおかれ、学会との共同研究を推進されている。

○「日本脳卒中データバンク」は、国内 200 施設弱が参加する脳卒中患者の登録事業で、1999 年から実施されている。2015 年 4 月より、公益社団法人日本脳卒中協会から国立循環器病研究センターに運営業務が移管された。疾患の実態や診療のベンチマークになるような登録事業である。

〇2015年に脳・心血管疾患の危険因子の予防、治療と関連した 11 学会(日本内科学会、日本疫学会、日本高血圧学会、日本糖尿病学会、日本循環器学会、日本腎臓学会、日本体力医学会、日本動脈硬化学会、日本脳卒中学会、日本肥満学会、日本老年医学会)が共同して、「脳心血管病予防に関する包括的リスク管理チャート 2015」を作成し、個別ではなく包括的な危険因子管理の必要性を提起した。

3. 今後の課題

脳血管疾患(脳卒中)と心臓病を合わせた脳・心血管疾患(広義の「循環器疾患」)は合わせると悪性新生物に迫る死亡者があり、また脳卒中は重度の要介護状態に至る原因として認知症と並んで最大の原因となっている。このように社会的な影響力、医療費への負担が大きい疾患群であるにも関わらず、疾病の予防、発症者数の実態、治療の均てん化の状況などを一体的に俯瞰できるシステムがない。また危険因子の管理については、個々の関連学会でガイドライン等が整備されているものの、それが包括的に運用されているとは言い難い。

関連した取組の多くは学会等から上記の問題点を克服するために出てきたものであり、ようやく関係者間で現状の問題点の共有化ができつつあるのが現状である。このような個々の動きを情報交換や共同事業、必要に応じて公的な制度の下で結集して国民全体の循環器疾患対策を考えていく必要がある。

3. (2)次世代の健康

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している(目標達成済み)	1 (0)
b	変わらない	1
С	悪化している	0
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	0
評	価困難	

2 関連した取組

〇 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加

学校における食育を推進するために、スーパー食育スクール事業(平成28年度まで)、つながる食育推進事業(平成29年度より)や、食育教材の作成・配布などを実施。

文部科学省の協力を得て、厚生労働科学研究において、小中学生の食事摂取 状況に関する詳細な調査を初めて実施。この結果を踏まえ、現状把握に基づく 普及啓発を展開(別添1)。

全国的な子供の体力や運動習慣等の状況を把握・分析することにより、課題 や好事例等を明らかにし、各教育委員会及び各学校における子供の体力向上に 向けた指導内容等の改善を支援。

女子の参加しやすい運動部活動づくりの実施や複数種目等、多様な運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善を支援。

幼児期に必要な多様な動きなどを指導参考資料第一集に引き続き第二集としてまとめ、DVDと冊子を全国の幼稚園保育園等に配布。

子供の体力の向上に係る、地域・学校ごとの課題をより明確にして、その課題への対応方策を検討し改善に向けた取組を実施。

○適正体重の子どもの増加

平成 27 年度から開始した「健やか親子 21 (第 2 次)」(21 世紀の母子保健における課題解決に向け、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が一体となって推進する国民運動計画の第 2 次計画)において、全出生数中の低出生体重児

の割合及び肥満傾向にある子どもの割合について、目標値を掲げて取組を実施 している。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び第3次食育 推進基本計画においても、低出生体重児及び肥満の子どもに関する課題解決に 向けた食育の推進に取り組んでいる。

さらに、厚生労働科学研究費補助金及び医療研究開発推進事業費補助金等による原因究明等を行っている。低出生体重児増加の要因として指摘されている妊娠中の体重増加量については、これまで「妊産婦のための食生活指針」において「体格区分別妊娠全期間を通しての推奨体重増加量」として示しているが、その内容の検証を厚生労働科学研究費補助金において行っている。

3 今後の課題

○ 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加 引き続き、学校における食育を推進するために、つながる食育推進事業や食 育教材を活用した指導など、家庭、地域での食育の取組を推進。

厚生労働科学研究結果を踏まえ、各種基準改定や、現状把握に基づく、学校、 家庭や地域への普及啓発を推進。

また、朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合に関する指標については、経年変化を確認するための評価方法について検討する必要がある。

○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加

引き続き、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行い、実技調査・運動習 慣等調査結果を分析することで、各教育委員会・学校の子供たちの体力向上に 向けた取組の点検を促し、取組改善を推進。

引き続き、指導内容・方法の研究・定着を目指し、生徒の自発的取組につながる取組を実施。

26・27 年度に配布した指導参考資料第一集と第二集をとおして、全国の幼稚園保育園等での運動を促進。

各自治体において、子供の体力の向上に係る PDCA サイクルを確立し、好事例 等を多くの地域・学校で活用できるよう促進。

○適正体重の子どもの増加

低出生体重児増加の要因としては、医学の進歩(早期産児の割合の増加)、多 胎児妊娠、妊娠前の母親のやせ、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告 されているが、更なる研究の推進による要因分析等を行い、要因の軽減に向け た取組を国、地方公共団体、医療関係団体等が一体となった更なる取組が必要 である。 子どもの肥満については、将来の大人の肥満や生活習慣病に移行する可能性が示されている上、子どもの頃からの健康的な発育や生活習慣の形成をしていくための基礎づくりとして、食生活の改善及び外遊び等の身体を動かす習慣づくりの推進など、総合的な取組が不可欠である。そのため、学校における児童・生徒のやせ及び肥満に対する健康課題への対応のほか、地域や家庭、関係機関との連携による取組の充実が求められる。

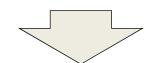
また、各種研究結果を踏まえた対応について検討をしていく必要がある。

小中学生の食事摂取状況 と改善のポイント

全国の小学生629人(3年生・5年生)、中学生281人(2年生)を対象に食事の摂取状況を調査した研究(平成26~28年度厚生労働科学研究費補助金「食事摂取基準を用いた食生活改善に資するエビデンスの構築に関する研究」)の結果から(Asakura K, Sasaki S., Public Health Nutr., 2017 Mar 15:1-11.)

<食事摂取状況のポイント①>

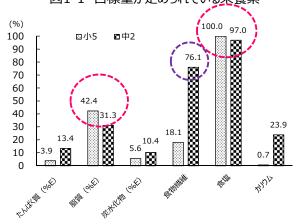
- 小学5年生及び中学2年生の習慣的な栄養素摂取量では、 脂質、食塩の過剰摂取がみられました。(図1-1、2-1)
- そのほか、中学2年生では、カルシウム、食物繊維、鉄及 びビタミンAなど、摂取不足がみられる栄養素があります。 図1-1~2、2-1~2)

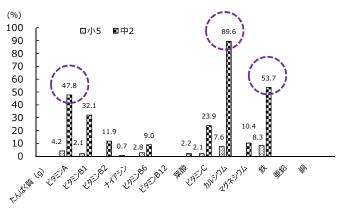


く改善のポイント①>

- ☆ 脂質、食塩のとりすぎ、食物繊維の摂取不足などを改善し、 生活習慣病の予防を心がけましょう。
- ☆カルシウムや鉄などの摂取不足にも注意しましょう。

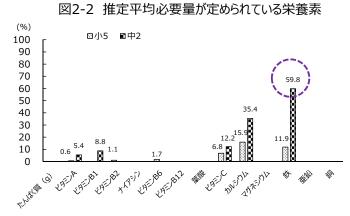
● 習慣的な栄養素摂取量において、食事摂取基準に適合していない**男子**の割合 図1-1 目標量が定められている栄養素 図1-2 推定平均必要量が定められている栄養素





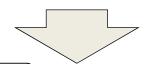
■ 習慣的な栄養素摂取量において、食事摂取基準に適合していない女子の割合

図2-1 目標量が定められている栄養素 (%) 100.0 100.0 100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0.0 0.6 MADI



<食事摂取状況のポイント②>

- 栄養素摂取量の適切性から分類した4群において、過剰 群、不足群及び不適切群では、豆類・野菜類・果実類・ きのこ類・藻類の摂取が少ない傾向でした。 (図3-1、3-2)
- 過剰群では、他の群に比べ、魚介類・肉類・卵類・乳類 の摂取量が多かったです。 (図4-1、4-2)
- 不足群及び不適切群では、主食(精白米)の摂取量が多 い傾向がみられ、主菜・副菜が少ない可能性が考えられ ました。(図4-1、4-2)



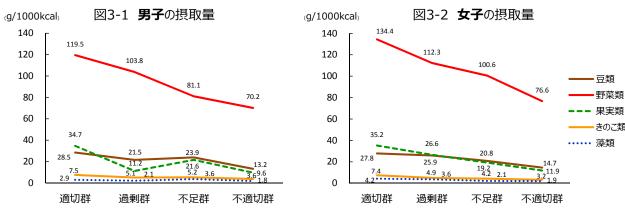
く改善のポイント②>

☆主食・主菜・副菜を基本に食事のバランスを。

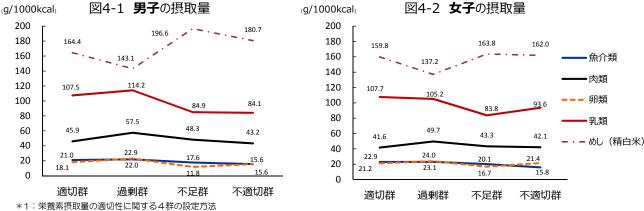
☆野菜類・果実類・豆類・きのこ類・藻類も組み合わせて。

☆魚介類・肉類・卵類・乳類は、適量をしっかりと。

栄養素摂取量の適切性*1と豆類・野菜類・果実類・きのこ類・藻類の摂取量*2



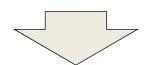
| 栄養素摂取量の適切性*1と魚介類・肉類・卵類・乳類・めし(精白米)の摂取量*2



- ・適切群:推定平均必要量を12以上、目標量を4以上の栄養素で満たす
- ・不足群: 推定平均必要量11以下、目標量4以上(ビタミン・ミネラル不足群)・不適切群: 推定平均必要量11以下、目標量3以下(過剰、不足ともある群)
- *2: 小3・小5・中2の摂取量

<食事摂取状況のポイント③>

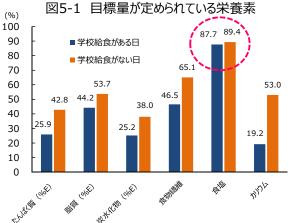
- 学校給食がない日は、学校給食がある日よりも栄養素摂取量に過剰摂取や摂取不足が多くみられました。 (図5-1~2、6-1~2)
- ただし、食塩の摂取量で、学校給食がある日もない日も 過剰摂取がみられました。 図5-1、6-1)



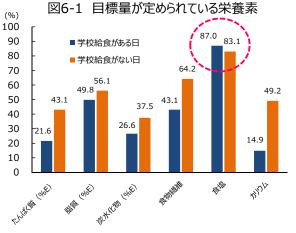
<改善のポイント③>

- ☆学校給食のある日もない日も食塩のとりすぎに注意しましょう。
- ☆学校給食のない日は、特に脂質のとりすぎ、カルシウム、 食物繊維、ビタミンA及びカリウムなどの摂取不足に注意 しましょう。

食事摂取基準に適合していない男子の割合:学校給食がある日(平日)と学校給食がない日(休日)の比較*図5-1 目標量が定められている栄養素 図5-2 推定平均必要量が定められている栄養素









4. 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している (目標達成済み)	4 (1)
b	変わらない	
С	悪化している	
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	
評	価困難	
(–)	1

※(一):評価保留(直近の数値が判明してから評価予定)

2 関連した取組

- 1) 平成 24 年に一部改正された地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」にソーシャル・キャピタルが明記されており、都道府県・ 市町村レベルでの対策の必要性が追加されている。
- 2) 厚生労働省科学研究費補助金(平成25年、平成26年)の活用により、ソーシャル・キャピタルの発展およびその利活用についての研究が行われた。その成果の一部として、「住民組織を通じたソーシャル・キャピタル醸成・活用にかかる手引き」および「ソーシャル・キャピタルを育てる・活かす!地域の健康作り実践マニュアル」を作成した。これらの資料を、都道府県・市町村を含む関連組織が利活用できるよう、厚生労働省ホームページに一般公開している。また、全国会議や研修会等を通して、全国の保健所長や保健師等へ研究成果の普及に努めた。
- 3) 平成 24 年度より「健康寿命をのばそう!アワード」を実施している。その目的は個人の主体的な介護予防の取り組みにつながる活動の将来及び普及のため、個人の取り組みに加えて企業・団体・自治体が一体となり、良好な社会環境の構築を推進することを目的とする。平成 28 年度で第 5 回を迎えている。
- 4) スマート・ライフ・プロジェクトによる情報発信・広報戦略

- ○健康日本21(第二次)、スマート・ライフ・プロジェクトの情報発信・広報戦略
 - •メディア等を活用した効果的な広報戦略
 - ・WEB サイトのコンテンツの制作・運用
 - ・企業等及び国民向けの啓発ツール(ポスター、チラシ、アメニティ等)の作成
 - ・普及啓発コンテンツの制作・運用
 - 「受動喫煙のない社会を目指して」ロゴマークの活用・展開
- ○禁煙週間や健康増進普及月間、女性の健康週間等での啓発普及イベントの 実施
- ○関係団体等連携イベントの実施
- 〇「いきいき健康大使」の活用
- 〇スマート・ライフ・プロジェクトへの企業等の参画誘致
- 〇スマート・ライフ・プロジェクト参画企業等への取組のサポート
- ○「健康寿命をのばそう!アワード」の開催による、好取組事例の表彰
- ○「健康寿命をのばそう!サロン」の開催による、好取組事例の横展開
- 5) 健康格差対策に取り組む自治体についての現状把握を行った。
- 6) 平成 24 年国民健康・栄養調査にて、平成 9 年度より 5 年ごとに行っている体格及び生活習慣に関する地域格差についての分析を行った。
- 7) 厚生労働省のホームページにて、各都道府県の健康増進計画について国の示す項目と同一である内容及び都道府県独自の項目を一覧表で公開している。
- 8) 平成 28 年国民健康・栄養調査では、拡大調査を実施し、都道府県間の格 差把握を行うことが計画に含まれていた。(資料へのアクセスできず。要確認)

3 今後の課題

指標の妥当性および信頼性検証の必要性

現在の指標は「あなたのお住まいの地域の人々は、お互いに助け合っている」である。

そのほかに既存の質問項目には以下がある(国民健康・栄養調査)

- あなたのお住まいの地域の人々は、信頼できる
- あなたのお住まいの地域の人々は、お互いにあいさつをしている
- あなたのお住まいの地域では、問題が生じた場合、人々は力を合わせて 解決しようとする

今後、これらの指標の妥当性と信頼性について検証を行う必要がある。

▶ 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民を増やすための取り組

- み内容のリスト化、及びそれぞれについてのプロセス・効果評価の必要性
- ► モニタリング指標とそれを算出するための調査の確定、およびそこから算出する指標を用いたモニタリングの必要性
- ▶ 今後も新たな参画企業等がどのような媒体でスマート・ライフ・プロジェクトの情報を取得したかを把握しながら、より効果的な参画企業数の増加を図る。
- ▶ スマート・ライフ・プロジェクトWebサイトや啓発ツール等による国民への正しい情報の提供を行う。
- ▶ 実施する各イベントのメディア露出増加により国民への正しい情報の発信 及びスマート・ライフ・プロジェクト認知度の向上により、さらなる国民運 動化を図る。
- ▶ 都道府県レベルのみならず、市町村レベルでの格差把握のため、拡大調査が 望まれる。
- ▶ 健康格差対策のため、要因解明のための研究を推進する必要がある(都道府県・市町村レベル)。
- 健康格差対策取り組みに至っていない自治体に向けた支援の方策をたてる必要がある。また現在取り組みを行っている自治体においても、さらなる改善の障害となっている因子を究明することが必要である。

5. (1) 栄養·食生活

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している	2
b	変わらない	3
С	悪化している	0
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	0
評	価困難	

2 関連した取組

- 〇 日本人の食事摂取基準(2015年版)報告書のとりまとめ・公表(平成26年3月)。策定目的に生活習慣病の発症予防とともに重症化予防を加え、エネルギーの指標に体格(BMI)を採用するなどの改定を実施。
- 第3次食育推進基本計画の開始(平成28~32年度までの5年間計画)。
- 〇 文部科学省、厚生労働省、農林水産省で策定している「食生活指針」を 16 年ぶりに改定(平成28年6月)。啓発資材の作成、ホームページでの公表。
- 肥満・メタボリックシンドローム予防のための、新たな概念の導入や食事の エネルギー量を調整しやすい取組の実施など複合的な取組の推進〈別添 1〉
- 特定給食施設における栄養管理の評価として、学校、事業所等健康増進を目的とした施設において「肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況」を把握する仕組みを新たに導入(平成27年度より把握)。
- 〇 自治体への補助事業である糖尿病予防戦略事業において、事業内容の一つと して肥満予防対策を実施(平成23年度から実施)。
- 栄養バランスのとれた食事が入手しやすくなるよう、外食や中食(総菜等)、 給食でのヘルシーメニューの提供促進に向けた給食事業者、自治体等による 取組の実施〈別添2〉
- 〇 日本人の長寿を支える「健康な食事」の普及について「健康な食事」に関する考え方を整理したリーフレットを作成し、合わせて生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安を提示(平成27年9月)。
- 食生活改善普及運動(9月)において、「食事をおいしく、バランスよく」 を基本テーマに主食・主菜・副菜の揃う食事とともに、「おいしく減塩1日

マイナス2g」、「毎日プラス1皿の野菜」の普及啓発用ポスターやチラシを作成し、スマート・ライフ・プロジェクトのウェブサイトで提供(平成 28 年度)。

- 〇 地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方に関する 検討会報告書、配食事業者向けのガイドラインの策定・公表(平成 29 年 3 月)。
- 〇 平成 27 年国民健康・栄養調査結果(20 歳代女性でやせが多いことや主要な 栄養素の摂取量が少ないこと)をもとに若い世代へのアプローチが推進され るよう、関係省庁、関係団体、管理栄養士・栄養士養成施設等に情報提供(平 成 28 年 11 月)。
- 減塩食品・減塩メニューの開発など企業による食品中の食塩低減に向けた取組を促進するための国、自治体、学会等の取組の推進〈別添3〉
- 〇 日本高血圧学会で、減塩委員会の活動として、減塩サミットの開催、掲載基準を満たした減塩食品リストの公開、成果をあげた減塩食品のアワードの実施に取り組み、平成29年4月から毎月17日を「減塩の日」に設定するなど、活動を充実。
- スマート・ライフ・プロジェクトでの「食塩または脂肪の含有量の低減を行っている」企業の登録について、食塩や脂肪の含有量について従来品と比べ10%以上の低減を行っていることを要件とする新たなフォーマットで登録開始(平成28年8月)。
- O 食品表示法における栄養成分表示(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目)の義務化。ナトリウムの量は食塩相当量として表示(平成27年施行。5年間の経過措置後平成32年より全面義務化)。
- 共食の機会の確保とともに子どもの健やかな食習慣の定着に向けた学校、保育所、地域、NPO等による取組の実施〈別添4〉
- 食生活改善推進員による地域に根ざした食育の推進。
- 〇 行政栄養士の業務指針の改正(平成25年3月)、業務指針を実践するための 資料集の作成(平成25年4月)。
- 〇 健康日本 2 1 (第二次) の推進にあわせた国民健康・栄養調査の充実。地域 格差(平成 24 年に続き 28 年実施)、所得格差(平成 26 年実施)などを重点 テーマに設定・実施。

3 今後の課題

○ 肥満者の割合については、男女とも変化がなく、その目標達成に向けては、 依然としてその割合が30%を超えている40~50歳代男性に対する特定健 診・保健指導等の機会を通じた肥満改善に向けたアプローチ、増加傾向の

- みられる 20 歳代男性に関しては子どもも含めた若年世代への肥満予防の アプローチを強化する必要がある。
- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事に関する状況は悪化傾向にあり、特に 20~30 歳代ではこれらを組み合わせた食事を食べている割合が低い。特に平成 27 年の国民健康・栄養調査の結果において、20~30 歳代の女性では、たんぱく質、カルシウム、食物繊維及びカリウムなどの摂取量が60 歳代よりも少ない傾向が明らかになっていることから、全国に約300校ある管理栄養士・栄養士養成施設の学生による同世代の人たちへの啓発活動や、学生食堂やコンビニエンスストアなど食事や食品を選択する機会を捉えた情報提供など、若い世代へのアプローチを強化していく必要がある。
- 食塩摂取量は減少したものの、減少を加速化する必要がある。食環境の目標にもある減塩の食品・料理・食事を提供する食環境は進んだが、さらに、産業界、学界、国や自治体が連携して、これらを普及することが求められる。
- 野菜の摂取量は増加、果物の摂取量が少ない人の割合は減少したものの、これらの変化を加速化する必要がある。所得や経済的ゆとりなどとの関連により摂取量に差がみられることから、価格など入手しやすい環境づくりのあり方について検討する仕組みづくりが求められる。
- 子どもの共食は変化していない。共食の増加については、世帯構造や社会環境の変化に応じた様々な支援が必要であることから、家庭とともに、学校・保育所、地域・NPO等が協働して、子どもの健やかな食習慣の定着にも資する多様な支援を生み出す環境づくりの推進に取り組む必要がある。また、共食の状況については、今後、経年変化を確認するための評価方法について検討する必要がある。
- 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業や飲食店の登録数については増加しており、特に、減塩に関する企業の取組、それを支援する学会等の取組は充実してきている。今後は、主食・主菜・副菜の揃う食事の実践に向けて、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店、社員食堂や学生食堂など様々な場面で栄養バランスのとれた食事の提供が促進されることが望まれる。

「メタボリックシンドローム」と いう新たな概念の導入

科学的根拠とわかりやすさの統合

〈医療保険者による取組〉

メタボリックシンドロームに着目し た特定健診・保健指導の開始 (平成20年)

「メタボ」の浸透

国民のメタボリックシンドロームの認知度 の向上

平成18年度77.3%→平成21年度92.7% (内閣府「食育の現状と意識に関する調査)

〈メディアを通じた発信〉

- 「メタボ」が新語・流行語大賞のベスト10入り (平成18年)
- 新聞社と関連学会等との協働による「メタ ボリックシンドローム撲滅委員会を発足 (平成18年)、キャンペーンを推進
- テレビ番組、新聞や雑誌等でのメタボ特集、 インターネット上でのメタボ関連情報の発信

制度の充実

- 日本内科学会等8学会が「メタボリックシンド ロームの定義と診断基準」を公表(平成17年)
- 医療制度改革関連法成立(新たに特定健診・ 保健指導が医療保険者に義務化)(平成18年)

国民一人ひとりの 行動変容の促進

認知度 深知度 深知度

食生活改善推進員によ る減塩、BMI計算尺度や メタボメジャーを活用し た普及啓発

〈地域での取組〉

- 都道府県健康増進計画での肥満 者の割合の減少に関する目標設定 (47自治体中44自治体で設定)
 - 生活習慣病予防、健康増進を 目的として提供する食事の目 安を提示(平成27年)

食事のエネルギー量を調整

しやすい環境づくりの推進

外食、中食(総菜等)、給食

等でのヘルシーメニューの

健康志向の高まりに応じた

食品の開発促進(特定保

市販食品における熱量の

〈事業者による取組〉

提供促進

健用食品等)

表示の促進

- 特定給食施設(事業所、学校 等)において肥満及びやせの 者割合の変化を把握する仕 組みを導入(平成27年)
- 食品の栄養成分表示(熱量) の義務化(平成27年施行※経過 措置期間5年)

〈国の取組〉

- 日本人の食事摂取基準 (2015年版)で、エネルギ 収支バランスの維持を示す ● 指標として、BMIを採用(平 成26年策定)
- 国民健康•栄養調査結果 (平成24年)で都道府県別 のBMI値を公表

EN EN EN

適度な運動、十分な休養、口腔の健康を維持しやすい環境づくり

企業活動を通じた減塩しやすい社会環境づくりの推進

〈別添2〉

学会等の取組

〈日本高血圧学会〉

- 減塩委員会による普及・ 啓発(減塩サミットの開 催、学会での減塩食品 コーナーの設置)
- 掲載基準を満たした減 塩食品リストの公開

減塩食品リスト掲載品(25社) 136品種)の状況 小売り金額(平成24年度)122 億円→(28年度)348億円 減塩により減らした塩の量 (平成24 年度)369トン→(28年 、度)815トン

- 減塩化の推進に成果を あげた製品の表彰(減 塩食品アワード)
- 毎月17日を「減塩の日」 (平成29年4月17日~)

<u>〈国立循環器病研究センター〉</u>

- 循環器予防のためのか るしおプロジェクト(減塩 プロジェクト)の実施
 - かるしおレシピの開発
 - ・かるしお認定制度 等

企業の取組

- 減塩食品・減塩メニューの開発、 販売 (醤油・味噌など調味料、漬物・つ くだ煮、ハム・かまぼこ、麺類・パン、総菜 など多彩な減塩食品)
- 自発的に低減に取り組む目標 の提示 (カップ麺で2020年までに現在 より15%減塩を目指すといった企業独自 の目標を提示)
- 減塩食品のおいしさの追求(味を 変えずに減塩を行う工夫、おいしく減塩を スローガンに商品提供)
- 食品中の食塩相当量の表示
- 減塩への理解を促す情報提供

食品工業用塩の消費量 (平成24年度) 795千トン (平成24年度) 795キトン→ (27年度) 760千トン 出典:財務省「塩需給実績」

現状と目標の乖離を解消へ

国、自治体の取組

〈国の取組〉

- スマート・ライフ・プロジェクト で、食品中の食塩の低減に 取り組む企業の登録を実施
- 登録企業数の増加を第3次 食育推進基本計画の目標と して設定
- 食品の栄養成分表示の義務 化(ナトリウムは食塩相当量での 表示)
- 食生活普及運動(9月)で、 「おいしく減塩1日マイナス2 g」をテーマに運動展開
- 健康な食事の普及の一環と して、事業者等が生活習慣 病予防・健康づくりを目的と して提供する食事の目安を 提示(650kcal未満の場合、1食 当たり食塩相当量3g未満)

〈自治体の取組〉

- 外食・中食を通じたヘルシー メニューの提供促進
- 全都道府県の健康増進計画 で食塩摂取量の減少に関す る目標設定

国民健康・栄養調査の実施

摂取量のモニタリング (平成22年)成人10.6g→(27年)10.0g



〈国の取組〉

食事摂取基準の改定

及事院収益年のほた 2015年版では、高血圧予防の観点から、ナトリウム (食塩相当量)の目標量を低めに変更 (2010年版)成人男性9.0g未満、女性7.5g未満 (2015年版)成人男性8.0g未満、女性7.0g未満

栄養バランスのとれた食事を入手しやすい環境づくりの推進

信頼できる情報のもとで適切な食物にアクセス可能な環境づくり

学生食堂

外食、中食(惣菜等)での栄養バランスのとれた 食事の提供の促進

配食

社員食堂

飲食店

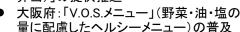
スーパーマーケット・コンビニエンス ストア 百貨店

給食事業者等の取組

- エームサービス(株)「健康社食®プロジェクト」: クック パッドと共同で社員の健康にあったメニューを食堂用に アレンジし展開、レシピを家庭に持ち帰ることで、企業 と家庭の健康な食生活をサポート
- (株)グリーンハウス 「スマメシ®」プロジェクト: 「スマメ シ」(500kcal台でバランスのとれた一汁三菜メニュー)を使って社 員食堂を通じた生活習慣病予防の推進
- 「タニタ食堂」:タニタ社員食堂のコンセプトを忠実に再現 した定食スタイルのヘルシーメニュー(1食500kcal前後、野 菜たっぷり、塩分は3g以下で控えめ)を、日替わりで提供

自治体の取組

長野県:塩分控えめで野菜たっぷり の「健康づくり応援弁当(信州ACE 弁当)」の提供推進





福井県:「ふくい健幸美食」の認証 を通じて、福井の食材を活かしく 低塩分で野菜たっぷりの 100 ヘルシーメニューの普及

管理栄養士・栄養士養成 施設の取組

学生によるコンビニエンスストアで販売される弁当、 飲食店や学生食堂のメニュー開発等

ヘルシーメニューの提供に 取り組む飲食店登録数(自 治体把握) (平成24年)17,284店舗→ (28年)25,338店舗

国の取組

食生活改善普及運動(9月)の実 ■ 施「食事をおいしくバランスよく」 を基本テーマに展開(平成28年~)。 (普及ツールダウンロード数16,543件)

日本人の長寿を支える「健康な食事」■ の普及の一環として、生活習慣病予防 その他の健康増進を目的として提供す る食事の目安を提示(平成27年9月)

今後増大が見込まれる配食を通じた 地域高齢者等の健康支援の推進の 観点から、配食事業者向けの栄養管 理のガイドラインを策定(平成29年3月)

子どもの健やかな食習慣の定着に向けた多様な支援を生み出す環境づくりの推進

〈別添4〉

学校・保育所等の取組

〈学校の取組〉

- 学校全体で取り組む食育 の推進(全教職員が連携・協働 した食に関する指導体制の充実
- 栄養教諭の配置促進(平成 17年34人→平成28年5,765人)

〈保育所等の取組〉

- ・就学前の子供に対する食 育の推進(施設長や園長、保 育士·幼稚園教諭·保育教諭、 栄養士・栄養教諭、調理員等の 協力の下に食育の計画を作成・ 実施等)
- ・保育所における栄養士の 配置促進(平成17年6,855人→ 平成27年12,133人)

地 子どもの健やかな 域 の育 留分 食習慣の定着 向保 上育 向 上民間 社会全体の子育てカ 力 スに対応した支援の創出 金様なこ

実態把握力の向上

厚生労働科学研究で ● 初めて幼児・小中学 生の食物摂取の実態 を把握(平成27~28年)

乳幼児栄養調査で初 めて経済的な暮らし 向きと子どもの食事状 況を把握(平成27年)

地域、NPO等の取組

〈自治体の取組〉

・保健所及び市区町村での 乳幼児に対する栄養指導 (平成17年度2,962,397人→平成 27年度3,159,421人)

〈ボランティアの取組〉

食生活改善推進員による 「おやこの食育教室」の実 施

〈NPO等の取組〉

- 全国に広がる子ども食堂 (食事の提供、交流の場の提供) フードバンク活動の展開 (食品ロスの削減、食品の支援 を必要としている人々へつなぐ 架け橋)
- 健康日本21(第2次)の推進に係る協働体制の充実
- (文科省・厚労省と協働での目標設定。小中学生の食事状況調査の企画。食事摂取基準(2015年版) に基づく学校給食基準の見直し。)
- 第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進に係る多様な関係機関等の連携・協働の強化 (文科省・厚労省・農水省で策定している食生活指針の改定(平成28年6月)。省内関係局・課の取組の推進(健康 局健康課・雇用均等・児童家庭局母子保健課・保育課・医政局歯科保健課等)。貧困状況にある子どもへの食育、 低栄養予防のための高齢者への食育など新たな課題に向けた食育の推進。)

政策力の向上

5. (2) 身体活動・運動

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している (目標達成済み)	1 (0)
b	変わらない	2
С	悪化している	
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	
評	価困難	

2 関連した取組

(1)-(2)

身体活動・運動分野における歩数の増加ならびに運動習慣者の割合の増加は、 アクティブガイドやスマートライフプロジェクトによる+10メッセージの普及・啓発などが取り組まれている。また、特定保健指導などを通じて減量のための運動介入などが推奨されている。

3

厚生労働省健康局健康課が運動しやすい環境整備の取り組み状況について調査を行っており、平成 26 年 7 月に公表している。(資料にアクセスできず。要確認)

3 今後の課題

(1)-(2)

平成26年度におけるアクティブガイドやスマートライフプロジェクトの一般国民への認知度は9.1%と11.2%と低値を示している。厚生労働省が身体活動や運動を推奨していることが国民に今以上伝わるよう一層の普及・啓発活動が必要である。

身体活動・運動に関する国民の認知やリテラシーの向上に加えて、身体を動

かしやすい、運動しやすい町づくりや就労環境の整備が必要である。近年では、 スポーツ庁や経済産業省などによる、東京オリンピック・パラリンピックや健 康経営といった、地域や職域の環境整備に関する取り組みが進められており、 それらとの連携も必要である。

3

- ▶ 達成されていない都道府県において、どのような要因が達成を阻害しているのかについての探索を行い、対処策を検討する必要がある。
- ▶ 達成されている都道府県においては、取り組みによる改善プロセスと成果の 把握を行い、さらなる改善策を検討する必要がある。

その他

* 項目に「住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加」とあるが、実際の指標となる調査対象は都道府県となっている。自治体には市町村もあるため、市町村を対象とした調査もまた、今後必要と思われる。

5. (3)休養

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している (目標達成済み)	1 (0)
b	変わらない	1
С	悪化している	
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	
評	価困難	

2 関連した取組

〇 健康づくりのための睡眠指針 2014 の策定

平成 15 年に、「健康日本 2 1」の睡眠について設定された目標に向けて具体的な実践を進めていく手だてとして策定された「健康づくりのための睡眠指針」について、平成 26 年に、これまでのエビデンスを踏まえて、新たに「健康づくりのための睡眠指針 2014」が策定された。

○ 専門学会・省庁におけるガイドライン・指針等の作成・改定

睡眠に関する専門家が多く集まる日本睡眠学会では、「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」を 2013 年に発表した他、日本神経治療学会が「標準的神経治療:不眠・過眠と概日リズム障害」を 2016 年に発表する等、適切な診療を中心にガイドラインが公表されている。また、国土交通省が、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル~SAS 対策の必要性と活用~」を 2015 年に改訂版を公表し、睡眠時無呼吸症候群(SAS) による事故防止等について啓発している。

〇 過重労働や残業への見直し

- 2014年に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置。
- 2015 年から 100 時間超 (2016 年から 80 時間超も) の残業が行われている すべての事業場等に対する、労働基準監督署からの監督指導。
- 2017 年に、政府が働き方改革実行計画を策定し、罰則付きの時間外労働の

上限規制導入、ならびにその導入に対して、日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会が導入に合意した。その結果、週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を原則として月 45 時間かつ年 360 時間と設定し、単月では休日労働を含め 100 時間未満とした。

・ 第 186 回国会において、過労死等防止対策推進法が制定され、2014 年に施行された。同法を受けて、政府は過労死等の防止のための対策に関する大綱を 2015 年に閣議決定した。

3 今後の課題

〇 睡眠指針の認知度の向上

本指針の認知度については、先行研究等も少ないが、厚生労働科学研究の研究班報告によれば中高年者で約 12%であり、まずは普及啓発活動が重要となっている。

〇 実施に向けての法整備

国土交通省の発表した、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル〜SAS対策の必要性と活用〜」による SAS対策は、法的な拘束力がなく、あくまで実施しを推奨しているにすぎないため、経済的に余力のある企業、業界団体が自主的に SAS の早期発見・早期治療に努めている現状である。近年 SAS の有病率が高いこと、循環器疾患・交通事故のリスクであることが内外の報告で明らかにされてきたことから、労働衛生上の施策が求められている。

一方、過重労働・残業に関しては、労働基準法によって法整備がなされているものの、依然として勤務問題が原因での自殺者数は平成 10 年から平成 23 年で約 700 人増加し、近年漸減傾向にあるものの、総数として 2,000 人(平成 25年時点)と多く、整備だけでなく、順守されているかだけでなく、どのように推進していくかについても、更なる議論が必要であると考える。

〇今後取り組むべき点

わが国の睡眠障害は、睡眠不足症候群(仕事、勉学、その他の活動が原因)、不眠、交代勤務、睡眠呼吸障害(睡眠時無呼吸症候群)がその大部分を占めると考えられる。これらの睡眠障害は、高血圧、糖尿病、循環器疾患、精神疾患、脳血管性認知症の発症リスクであることが報告されている。

一方で、睡眠障害によって起こる慢性睡眠不足状態では、必ずしも自覚的眠気を感じることがなく、眠気を疲労、加齢と誤認していることが多いことが、 生理学的研究、疫学研究で明らかにされてきた。したがって、本人の自覚が伴わずに交通事故、循環器疾患の高リスク者となりうることから、本人が体調悪 化の理由を比較的自覚しやすい睡眠不足症候群、不眠、交代勤務と異なり、自覚しにくい睡眠呼吸障害への気づきを促す研究・施策が必要である。すなわち、眠気をチェックするよりも『いびきの頻度』『大きないびきの有無』、『睡眠中の呼吸停止の有無』などの問診の重要性を明らかにする研究、簡便な睡眠中の呼吸モニターの開発・普及が望まれる。また、交代勤務者の割合は、わが国を含む先進諸国で労働者の約 2-4 割とされており、グローバル化を迎え、更に多くの労働者が従事することから休養のとり方、交代勤務による睡眠障害に関する情報の啓発が必要である。これらの睡眠障害に関する諸問題の解決が、起床時時の熟睡感不全、日中の疲労・原因不明の眠気等の解決につながり、『睡眠による休養を十分とれていない者』の割合を減らすと期待される。

5. (5)喫煙

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している(目標達成済み)	4 (0)
b	変わらない	
С	悪化している	
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	
評	価困難	

〇全ての指標が目標に向けて改善している。未成年者の喫煙、行政機関・医療機関において受動喫煙の機会を有する者の割合については、このままの減少率 を維持することで、目標値の達成が見込まれる。

〇しかし、成人の喫煙率、妊娠中の喫煙、職場・家庭・飲食店において受動喫煙の機会を有する者の割合については、目標値の達成には不十分である。

2 関連した取組

○2010 年 10 月 たばこ税・価格の引き上げ

(たばこ税1本3.5円、価格1箱100~140円程度)

- 〇2012 年 6-7 月第 2 次健康日本 21 およびがん対策基本計画変更案の策定 (成人喫煙率や受動喫煙防止等に関する数値目標の設定)
- ○2013 年 4 月 兵庫県受動喫煙防止条例の施行(罰則付き)
- ○2013 年 4 月 第二期特定健診・特定保健指導における喫煙の保健指導の強化
- 〇2015 年 6 月 労働安全衛生法の改正に伴う職場の受動喫煙防止対策の推進 (努力義務)

3 今後の課題

〇たばこ規制枠組条約の趣旨に基づいて、国民の健康の観点から、たばこ税の 更なる引上げ、受動喫煙の防止(公共場所や職場、飲食店等の屋内全面禁煙の 推進)、たばこの警告表示の強化、メディアキャンペーンの実施、たばこ広告、 販売促進等の包括的禁止、医療や健診等の場での禁煙支援や禁煙治療の充実と 普及、禁煙の相談を気軽にできるクイットラインの整備といった対策を、法制 化等を通じて、複数の対策を組み合わせて強力に進めることが喫緊の課題であ る。

〇喫煙や受動喫煙について、所得等の社会経済状況の違いによる格差が明らか になっており、格差是正の観点からの対策の検討が必要である。

5. (6) 歯・口腔の健康

1 指標の状況

	策定時の値と直近値を比較	項目数
а	改善している(目標達成済み)	2 (1)
b	変わらない	1
С	悪化している	
d	設定した指標又は把握方法が異なるため	
評	価困難	
(–)	2

※(一):評価保留(直近の数値が判明してから評価予定)

2 関連した取組

- 〇 国では、平成23年に公布・施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」 に基づき「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を策定し、歯科口腔保 健の推進のための具体的な目標・計画を策定している。
- 〇 自治体の取組について、歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している 都道府県は 47 のうち 43 であり、取組は推進されている。
- 国では、市町村が行う歯周疾患検診に対し、健康増進事業により財政支援 を行っているほか、都道府県等が行う歯科疾患の予防に関する取組に対し、 8020運動・口腔保健推進事業により財政支援を行っている。
- 〇 日本歯科医師会は当時の厚生省とともに、平成元年(1989 年)より、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という8020(ハチマルニイマル)運動を開始しており、すべての年齢層での現在歯数の増加に取り組んでいる。

またほとんどの都道府県でう蝕予防や歯周病予防のための啓発活動を継続してきている。

○ 日本歯科医師会では8020運動に加え、オーラルフレイルという新たな考え

方を加えて健康長寿をサポートしていく目標を立てている。

〇 日本口腔衛生学会では、「今後のわが国における望ましいフッ化物応用への 学術的支援」としてフッ化局所応用、及び水道水フッ化物添加法を推奨してい る。

3 今後の課題

○ 小児期のう蝕歯数は減少傾向にあり、すべての年齢層での現在歯数も増加していることが確認できた。歯科疾患実態調査より、毎日歯をみがく者の割合は 95.3%であり、その中で毎日 2 回以上みがく者の割合は増加を続けているなど、歯磨きの習慣やフッ化物応用等の効果も要因のひとつとして考えられる。しかしながら、母子家庭や父子家庭の世帯も増えており、経済的な影響による小児期う蝕罹患状況の 2 極化の可能性もあることに留意が必要である。

また、歯周病に関する改善状況は確認できておらず、引き続きの検討課題と考えられる。歯周病については、自覚症状がなく進行していることが推測され、痛み等の自覚症状がない場合、歯科診療所に定期的に受診する習慣はまだ低いと考えられ、自覚症状が現れにくい歯周病について改善状況が認められない可能性がある。また、成人では定期的な歯科健診が義務付けられておらず、気づきの機会が少ないことも要因のひとつとして考えられる。歯周病検診や定期受診により、口腔衛生管理を意識してもらうことや歯周病治療に結びつけることが必要である。

さらにう蝕や歯周病および口腔機能の都道府県における地域差までは歯科 疾患実態調査では明らかにできず、今後の検討課題と思われる。

- 各都道府県歯科医師会においても歯や口腔の健診や地域での予防活動に取り組んでおり、都道府県単位の情報を集約できるような機能も重要になって くると思われる。
- オーラルフレイルを含め、口腔機能低下に関する関心が高まっており、形態的な歯科疾患だけでなく、咀嚼機能等を含めた口腔機能に関する指標や取り組みを増やしていく必要があると思われる。